

● 一般会計＜歳出＞ (単位:千円)

科 目	予算現額	支出済額	執行率
議 会 費	66,122	33,049	50.0
総 務 費	601,998	115,844	19.2
民 生 費	1,182,729	392,775	33.2
衛 生 費	481,989	213,457	44.3
労 働 費	6,492	5,005	77.1
農林水産業費	162,510	15,357	9.4
商 工 費	472,353	198,269	42.0
土 木 費	937,213	210,422	22.5
消 防 費	400,182	199,272	49.8
教 育 費	410,013	185,787	45.3
公 債 費	1,793,751	861,324	48.0
給 与 費	1,413,011	676,266	47.9
予 備 費	33,193		0.0
繰越明許費	34,716		0.0
歳 出 合 計	7,996,262	3,106,827	38.9

● 特別会計 (単位:千円)

区 分	予算現額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険特別会計	1,580,542	525,027	33.2	645,172	41.4
公共下水道事業特別会計	1,297,975	526,797	40.6	769,468	59.3
老人保健特別会計	203,141	157,164	77.4	180,646	88.9
介護保険特別会計	740,491	333,535	45.0	275,946	37.3
簡易水道事業特別会計	110,367	50,468	45.7	49,316	44.7
後期高齢者医療特別会計	133,988	47,461	35.4	29,120	21.7

● 地方債の状況 (単位:千円)

区 分	当 初 残	償 還 額	現 在 高
一 般 会 計	16,203,247	723,639	15,479,608
公共下水道事業 特 別 会 計	5,649,128	257,840	5,391,288
簡易水道事業 特 別 会 計	836,469	27,321	809,148
水 道 事 業 会 計	1,391,653	91,328	1,300,325
合 計	24,080,497	1,100,128	22,980,369

● 水道事業会計 (単位:千円)

区 分		予算現額	執行済額	執行率
収益的	収入	274,749	134,107	48.8
	支出	258,264	80,860	31.3
資本的	収入	97,249	53,260	54.8
	支出	214,094	116,570	54.4

【財政の再生】

(1) 財政再生計画

再生判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率)のうちいずれかが再生基準以上である場合には、財政再生計画を定めなければならない。

(2) 財政再生計画の策定手続等

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに、これを公表しなければならない。

財政再生計画は、総務大臣に協議し、その動向を求めることができる。

財政再生団体は、その計画に基づいて予算を調整しなければならない。

財政再生計画を定めている地方公共団体(財政再生団体)は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表しなければならない。

(3) 国の勧告等

地方公共団体の財政運営がその財政計画に適合しないと認められる場合、その他財政の再生が困難であると認められる場合には、総務大臣は、予算の変更、財政計画の変更その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(4) 地方債の起債の制限

再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

【公営企業の経営の健全化】

(1) 経営健全化計画

公営企業を営営する地方公共団体は、資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(2) 経営健全化計画の策定手続等

当核資金不足比率を公表した年度の末日までに、当核年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画を定めなければならない。